

傍 聴 要 領

滝沢市総合計画審議会

1 傍聴手続き

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開始時刻までに直接会議室に入室してください。
- (2) 会議室内に設置してある「傍聴人受付簿」に、傍聴人の「お住まいの地区」「性別」「年齢」「連絡先」等を記入してください。(記入をもって受付とさせていただきます。)
- (3) 傍聴人の受付は、先着順とし定員になり次第終了します。
- (4) 傍聴の事前申し込み(予約)はできかねますのでご了承ください。

2 傍聴人の遵守事項

- (1) 会議を傍聴するにあたっては、会長の指示に従うこと。
- (2) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙は行わないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 携帯電話、ラジオ、ポケットベル等の電源は切るか、マナーモードに設定すること。
- (6) 会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為はしないこと。
- (7) 傍聴人が上記の項目に違反した場合、又は、係員の指示に従わない場合は、退場していただくことがあります。

3 その他

- (1) 傍聴人への会議資料の配布は行いません。
- (2) 途中退室を可としますが、会議の妨げにならないように注意してください。

4 問合せ先

滝沢市企画総務部企画政策課

電 話 0 1 9 - 6 5 6 - 6 5 6 1

F A X 0 1 9 - 6 8 4 - 1 5 1 7